4　マイナンバー制度支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の通知並びに同条第七項に規定する個人番号カードの発行、交付及び管理に関すること。
二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び同法第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行及び管理に関すること。
三　地方公共団体の情報システムにおける番号利用法第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に係るものに関すること。
［5・6　略］
（国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官）
第五十一条　衛星・地域放送課に、国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官一人を置く。
［2～5　略］
［削る］
6　［略］
（検査監理室）
第五十三条　企画課に、検査監理室を置く。
［2～4　略］
［削る］
第五十五条　削除
（総務行政相談部の所掌事務）
第二百二十五条　総務行政相談部は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一～十四　略］
十五　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。
［十六・十七　略］
十八　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十六条の規定により管区行政評価局に属させられた事務
［十九・二十　略］
（管理官の職務）
第二百三十一条　管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。
二　内閣法第二十六条の規定により管区行政評価局に属させられた事務
［三・四　略］
［2　略］

4　［同上］
一　番号利用法第七条の規定による個人番号の通知及び個人番号カードに関すること。
二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関するものの企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。
［新設］
［5・6　同上］
（国際放送推進室及び地域放送推進室並びに企画官及び技術企画官）
第五十一条　衛星・地域放送課に、国際放送推進室及び地域放送推進室並びに企画官及び技術企画官それぞれ一人を置く。
［2～5　同上］
6　企画官は、命を受けて、衛星・地域放送課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。
7　［同上］
（検査監理室及び企画官）
第五十三条　企画課に、検査監理室及び企画官一人を置く。
［2～4　同上］
5　企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。
（調査官）
第五十五条　総務課に、調査官一人を置く。
2　調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。
（総務行政相談部の所掌事務）
第二百二十五条　［同上］
［一～十四　同上］
十五　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。
［十六・十七　同上］
十八　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十七条の規定により管区行政評価局に属させられた事務
［十九・二十　同上］
（管理官の職務）
第二百三十一条　［同上］
一　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。
二　内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局に属させられた事務
［三・四　同上］
［2　同上］